

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度土幌町一般会計補正予算（第 4 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

令和 8 年度士幌町一般会計補正予算（第 4 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定にもとづき、つぎのとおり専決処分する。

令和 8 年度 士幌町一般会計補正予算【第 4 号】

令和 8 年度士幌町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,926 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,382,878 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 15 日 専決処分

士 幌 町 長 高 木 康 弘

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	857,238	4,477	861,715
	2 国庫補助金	592,956	4,477	597,433
19	繰越金	267,738	4,449	272,187
	1 繰越金	267,738	4,449	272,187
歳 入 合 計		9,373,952	8,926	9,382,878

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	946,364	8,926	955,290
	1 保健衛生費	636,304	8,926	645,230
歳 出 合 計		9,373,952	8,926	9,382,878

1 総括
(歳入)

- 4 -

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金 4,477千円

2 項 国庫補助金 4,477千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 96,967	千円 4,477	千円 101,444
計	592,956	4,477	597,433

1 9 款 繰越金 4,449千円

1 項 繰越金 4,449千円

1 繰越金	267,738	4,449	272,187
計	267,738	4,449	272,187

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 4,477	○まちづくり推進係 ・重点支援地方交付金	千円 4,477 4,477

1 繰越金	4,449	○財政管財係 ・前年度繰越金	4,449 4,449

14款 国庫支出金 19款 繰越金

3 歳 出

4 款 衛生費 8,926千円

1 項 保健衛生費 8,926千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 上水道費	千円 61,674	千円 8,926	千円 70,600	千円 4,477 総務費国庫 補助金 4,477	千円	千円	千円 4,449
計	636,304	8,926	645,230	4,477	0	0	4,449

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	千円 8,926	千円 8,926 8,900 26 ○財政管財係 ・簡易水道事業補助金 ・自家水等利用者支援金

4 款 衛生費